

改正 平成20年12月24日規則第73号
平成23年3月31日規則第24号

平成22年3月31日規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、八王子市市税賦課徴収条例(昭和25年八王子市条例第19号。以下「条例」という。)の施行について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(徴税吏員等)

第2条 次に掲げる者は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第1条第1項第3号に規定する徴税吏員とする。

- (1) 八王子市組織条例(昭和43年八王子市条例第21号)第1条に規定する税務部の長にある職員(以下「税務部長」という。)
- (2) 八王子市組織規則(平成15年八王子市規則第68号)第2条第1項に規定する税制課、住民税課、資産税課又は納税課に勤務を命ぜられている職員
- (3) 市長が特に命じた職員

2 徴税吏員は、市税に関する職務を行う場合は、徴税吏員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 税務部に固定資産評価補助員を置き、次に掲げる職員をもって充てる。

- (1) 税務部長
- (2) 資産税課に勤務を命ぜられている職員
- (3) 市長が特に命じた職員

4 固定資産評価補助員は、固定資産の評価に関する職務を行う場合は、固定資産評価補助員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(納付又は納入の委託に係る有価証券)

第3条 法第16条の2第1項に規定する市長が定める有価証券は、その券面金額が納付又は納入を委託する目的である徴収金額を超えない小切手、約束手形及び為替手形とする。

(市民税の減免)

第4条 条例第35条第1項の規定による市民税の減免は、別表第1の左欄に掲げる減免事由に該当する場合とし、当該減免事由のいずれかに該当することとなった日(以下「減免事由該当日」という。)の属する年度の分の市民税の額のうち、減免事由該当日以後に納期限の到来する納期分の税額(特別徴収の方法により徴収する市民税にあっては、減免事由該当日の属する月の翌月分以後の税額)の全部又は一部を免除するものとする。この場合において、賦課期日以後当該賦課期日に係る年度開始前に減免事由に該当することとなったときは、当該賦課期日に係る年度分の市民税についても免除するものとする。

2 条例第35条第2項に規定する減免を受けようとする事由を証明する書類は、別表第1の右欄に掲げる書類とする。

3 前項の規定にかかわらず、別表第1第5号及び第8号に該当するものに係る市民税の減免は、前年度において減免され、かつ、当該年度においても減免事由に該当する場合には、申請書の提出を省略することができる。

4 市長は、条例第35条第2項の規定により減免申請が行われたときは、審査し、その結果について、当該減免申請を行った者に通知するものとする。

(固定資産税の減免)

第5条 条例第53条第1項の規定による固定資産税の減免は、別表第2の左欄に掲げる減免する固定資産の区分に該当する場合とし、当該区分の固定資産のいずれかに該当することとなった日の属する年度の分の固定資産税の額のうち、当該減免に係る申請日以後に納期限の到来する納期分の税額の全部又は一部を免除するものとする。

2 条例第53条第2項に規定する減免を受けようとする事由を証明する書類は、別表第2の右欄に掲げる書類とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる固定資産のうち、同表第1項第1号に該当するもの（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受ける者（同一世帯に属する者を含み、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成8年政令第18号）第20条の規定による葬祭支援給付のみを受ける者を除く。）の所有する固定資産を除く。）並びに同表第2項並びに同表第4項第3号から第6号まで及び第10号から第27号までに該当するものに係る固定資産税の減免は、前年度において減免され、かつ、当該年度においても減免する固定資産に該当する場合には、申請書の提出を省略することができる。
- 4 市長は、条例第53条第2項の規定により減免申請が行われたときは、審査し、その結果について、当該減免申請を行った者に通知するものとする。

（軽自動車税の減免）

第6条 条例第68条第1項の規定による原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に係る軽自動車税の減免は、別表第3の左欄に掲げる減免事由の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる減免額について、減免する。

- 2 条例第68条第2項に規定する減免を必要とする事由を証明する書類は、公益のため直接専用することを証する書類その他特別の事情があることを証する書類とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、別表第3第7号に該当するもの（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている者の所有に係るものを除く。）に係る軽自動車税の減免は、前年度において減免され、かつ、当該年度においても減免する軽自動車等に該当する場合には、申請書の提出を省略することができる。
- 4 市長は、条例第68条第2項の規定により減免申請が行われたときは、審査し、その結果について、当該減免申請を行った者に通知するものとする。

（身体障害者等に対する軽自動車税の減免）

第7条 条例第69条第1項第1号に規定する身体障害者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級及び5級
音声機能障害		3級（喉（こう）頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由		1級及び2級
下肢不自由		1級から6級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能	1級及び2級
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害		1級、3級及び4級
腎（じん）臓機能障害		1級、3級及び4級
呼吸器機能障害		1級、3級及び4級
膀（ぼう）胱（こう）機能障害		1級、3級及び4級
直腸機能障害		1級、3級及び4級
小腸機能障害		1級、3級及び4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級

肝臓機能障害	1 級から 4 級までの各級
--------	----------------

- (2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者(身体障害者手帳の交付を受けている者で前号の規定に該当する者を除く。)のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2又は第1号表ノ3に定める程度の障害を有するもの

障害の区分	障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症(喉(こう)頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
腎(じん)臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
膀(ぼう)胱(こう)機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
直腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

- (3) 前2号に掲げる者と同程度の障害を有する者で、日常生活の活動が著しく制限されると認められるもの
- 2 条例第69条第1項第1号に規定する精神障害者は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日付42民児精発第58号)に基づき愛の手帳(以下「愛の手帳」という。)の交付を受けている者(身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者で前項の規定に該当するものを除く。)のうち、当該愛の手帳に知的障害の程度が1度から3度までである者として記載されている者又は道府県知事若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長から愛の手帳に類する手帳の交付を受けている者(身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者で前項の規定に該当するものを除く。)のうち、当該手帳に記載される知的障害の程度が、愛の手帳における1度から3度までに相当する程度と認められる者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳又は障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条に規定する自立支援医療受給者証の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級の障害を有する者又は障害者自立支援法第58条の規定により自立支援医療費(精神通院医療に係るものに限る。)の支給を受けている者のうち、国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に規定する1級に相当する程度の障害を有する者
- (3) 前2号に掲げる者と同程度の障害を有する者で、日常生活の活動が著しく制限されると認められる者
- 3 条例第69条第1項第2号に規定する軽自動車等は、車いすの昇降装置若しくは固定装置の具備その他の身体障害者の用に供するための仕様により製造されたもの又は一般の軽自動車等に同種の構造変更が加えられたものとする。
- 4 市長は、条例第69条第2項又は第3項の規定により減免申請が行われたときは、審査し、その結果について、当該減免申請を行った者に通知するものとする。この場合において、減免する必要があると認めるときは、当該軽自動車税の全額を免除するものとする。

(特別土地保有税の減免)

第8条 第5条第3項及び第4項並びに別表第2第2項、第3項及び第4項の規定(家屋及び償却資産に係るものを除く。)は、特別土地保有税の減免について準用する。

(入湯税の課税免除の対象となる一般公衆浴場)

第9条 条例第117条の3第2号に規定する一般公衆浴場は、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項の公衆浴場のうち、入湯料金又はこれに類する料金が1,200円以下のものとする。

(事業所税の減免)

第10条 条例第132条第1項第1号の規定に該当するときは、事業を休止した部分の事業所の床面積を当該事業所の総床面積で除して得た数に災害等の発生した日の属する月の翌日から事業を再開した日の属する月までの月数を12で除して得た数を乗じて得た数を税額に乗じて得た額を減額する。

2 条例第132条第1項第2号の規定による減免は、次の各号に定めるところによる。

(1) 学術文化等の振興に特に寄与すると認められる施設

施設	減免の割合
道路交通法(昭和35年法律第105号)第98条及び第99条の規定による指定自動車教習所	資産割及び従業者割の2分の1
道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設(当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)又は同法第82条の2に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。)	資産割及び従業者割に左欄に掲げる旅行の用に供した場合におけるバスの走行距離の合計を本来の事業における総走行距離の合計で除して得た数を乗じて得た数の2分の1
博物館法(昭和26年法律第285号)第29条の規定による博物館に相当する施設	資産割及び従業者割の全部

(2) 産業振興政策上特に配慮の必要があると認められる施設等

施設	減免の割合
酒税法(昭和28年法律第6号)第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のために倉庫	資産割の2分の1
法第701条の41第1項の表の第15号に掲げる施設で当該施設に係る事業を行う者が当該指定都市等の区域内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの	資産割及び従業者割の全部
農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	資産割及び従業者割の全部
果実飲料の日本農林規格(昭和45年9月14日農林省告示第1379号)第2条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格(昭和49年6月27日農林省告示第567号)第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫(延面積が3,000平方メートル以下の場合に限る。)	資産割の2分の1
野菜又は果実(梅に限る。)のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	資産割の4分の3
ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者	従業者割の全部

古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設（事務所部分を除く。）	資産割の2分の1
家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設	資産割の2分の1
法第701条の41第1項の表の第11号、第13号、第14号又は第18号に掲げる施設のうち倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条の登録を受けた者がその本来の事業の用に供する倉庫で、当該指定都市等の区域内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫について3万平方メートル未満であるもの	資産割及び従業者割の全部

(3) その機能を失っていると認められる施設

施設	減免の割合
休止施設（課税標準の算定期間の末日以前6月以上事業を休止している場合で、当該休止部分に限る。）	資産割の全部

(4) その他市長が特別に必要と認める施設

施設	減免の割合
前項に掲げるもののほか、市長が特別に必要と認めるもの	市長が定める割合

3 条例第132条第2項に規定する減免を受けようとする事由を証明する書類は、前項各号の表の左欄に該当することを証する書類とする。

4 市長は、条例第132条第2項の規定により減免申請が行われたときは、審査し、その結果について、当該減免申請を行った者に通知するものとする。

（延滞金の減免）

第11条 市長は、市税を納期限までに納付又は納入しなかった場合においては、法に特別の定めがあるもののほか、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、当該市税に係る延滞金の額の全部を免除するものとする。

(1) 納税者又は特別徴収義務者がその財産について、震災、風水害、火災、爆発、交通事故その他の災害又は盗難による被害にあったとき。

(2) 納税者又は特別徴収義務者が死亡し、又は法令の規定により身体を拘束され納税者又は特別徴収義務者に代わって納税する者がいないとき。

(3) 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が疾病にかかり、又は負傷した場合において、医療費の支出が著しく生活の維持が困難となったとき。

(4) 法令に基づき解散した法人又は破産手続が開始された者であって、やむを得ない事情があると認めるとき。

(5) 納税者又は特別徴収義務者がその事業について著しい損失を受け、又はその事業を休止し、若しくは廃止したとき。

(6) 納税者又は特別徴収義務者が納税の告知のあったことを知ることができなかったことについて、やむを得ない理由があるとき。

(7) その他前各号との権衡上、減免の必要があると認めるとき。

2 前項の規定により延滞金の減免を受けようとする者は、当該延滞金の額の計算の基礎となる市税の全額を納付し、又は納入した後、申請書に、当該市税を納期限までに納付し、又は納入しなかったことの原因を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により延滞金の減免申請が行われたときは、審査し、その結果について当該減免申請を行った者に通知するものとする。

（様式）

第12条 この規則の施行について必要な様式は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成20年 5 月 1 日から施行する。

(平成20年度から平成32年度までの固定資産税に係る減免の特例)

第 2 条 市長は、平成20年度から平成32年度までの固定資産税に限り、都市モノレールの整備の促進に関する法律(昭和47年法律第129号)第 2 条に規定する都市モノレールの用に供する土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税の税額の 2 分の 1 を減額するものとする。

2 前項の規定の適用については、条例第53条第 2 項の規定による減免の申請があったものとみなす。

附 則 (平成20年12月24日規則第73号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第40条第 1 項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するもののうち、同法第106条第 1 項(同法第121条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)の登記をしていないものは、この規則による改正後の八王子市市税賦課徴収条例施行規則に規定する公益社団法人又は公益財団法人とみなす。

附 則 (平成22年 3 月31日規則第33号)

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成23年 3 月31日規則第24号)

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

減免事由	書類
(1) 賦課期日後において生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けることとなったとき、若しくは賦課期以後において生活保護法の規定による教育扶助、住宅扶助若しくは医療扶助を受けているとき(生活扶助を受けている場合を除く。)、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けているとき。	当該扶助又は支援給付を受けていることを証明する書類
(2) 賦課期日後において、生計を一にする納税義務者が死亡し、当該納税義務者の納税義務を継承した者(以下この号において「納税義務継承者」という。)が、減免に係る申請時において所得が皆無であり、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、生活困窮の状態にあるとき、又は納税義務継承者の減免に係る申請日の属する月の前3月の平均収入が生活保護法第 8 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める生活扶助の基準額(以下「生活扶助基準額」という。)以下であり、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、生活困窮の状態にあるとき。	生計を一にする全ての者に係る資産状況の申告書及び給与を証明する書類又は収入の申告書
(3) 賦課期日後において、1 月以上失職したこと(本人の意思に反して職を失い雇用保険法(昭和49年法律第116号)第10条の規定による失業等給付の受給終了後においてなお無職であること又は倒産、破産若しくは廃業により業を失ったことをいう。以下この号において同じ。)により減免に係る申請時に所得が皆無である者又は休職したことにより減免に係る申請時に所得が皆無である者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの活	生計を一にする全ての者に係る資産状況の申告書及び給与を証明する書類又は収入の申告書並びに失職又は休職をしたことを証明する書類

用を図ったにもかかわらず、生活困窮の状態にあるとき、又は1月以上失職し、又は休職したことにより、その者の減免に係る申請日の属する月の前3月の平均収入が生活扶助基準額以下であり、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、生活困窮の状態にあるとき。	
(4) 学生及び生徒（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第32号に規定する勤労学生をいう。）が、前年中の所得を学費に充てたとき。	在学している学校が発行する在学証明書及び学費の領収書の写し
(5) 公益社団法人及び公益財団法人のうち、均等割のみ課税されているものであるとき。	
(6) 納税義務者又は被扶養者の疾病又は負傷により医療費が増加し、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、生活困窮の状態にあり、かつ、減免に係る申請日の属する月の前3月の収入から医療費を差し引いた額の平均月額が生活扶助基準額以下であるとき。	生計を一にする全ての者に係る資産状況の申告書及び給与を証明する書類又は収入の申告書並びに医療費の領収書
(7) 災害により専ら自己の居住の用に供する家屋又は家財について損害を受けたことにより支出が増加し、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、生活困窮の状態にあり、かつ、減免に係る申請日の属する月の前3月の収入から復旧のために支出した経費を差し引いた額の平均月額が生活扶助基準額以下であるとき。	り災の事実を証明する書類
(8) 管理組合法人、団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）のうち、均等割のみ課税されているものであるとき。	

別表第2（第5条関係）

1 条例第53条第1項第1号に規定する固定資産

減免する固定資産	減免額	書類
(1) 生活保護法に規定する保護を受ける者（同一世帯に属する者を含み、同法第18条第2項の規定による葬祭扶助のみを受ける者を除く。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受ける者（同一世帯に属する者を含み、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第20条の規定による葬祭支援給付のみを受ける者を除く。）の所有する固定資産	税額の全額（当該固定資産が共有物である場合において共有者の一部がこの号の規定に該当する場合は、当該対象者の持分割合に相当する税額）	当該扶助又は支援給付を受けていることを証明する書類
(2) 民法（明治29年法律第89号）第877条の規定による扶養義務者その他の者による扶助を受け、利用し得る資産、能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、生活困窮の状態にあり、かつ、減免に係る申請の日の属する月の前3月の平均収入が生活扶助基準額以下の者の所有する固定資産	税額の全額（当該固定資産が共有物である場合において共有者の一部がこの号の規定に該当する場合は、当該対象者の持分割合に相当する税額）	生計を一にする全ての者に係る資産状況の申告書及び給与を証明する書類又は収入の申告書

	額)	
--	----	--

2 条例第53条第1項第2号に規定する固定資産

減免する固定資産	減免額	書類
(1) 認可地縁団体及びこれに類する団体が無償で借り受ける子どもの遊び場の用に供する土地	税額の全額	市長が子どもの遊び場として認めたことを証明する書類
(2) ほこら、記念碑その他の不特定多数の者の信仰の対象となっているものの用に供する土地及び家屋	税額の全額	当該ほこら、記念碑等が不特定多数の信仰の対象となっていることが分かる書類
(3) 消防法（昭和23年法律第186号）第21条第1項の規定により消防長又は消防署長が指定した消防水利（以下この条において「指定消防水利」という。）の用に供する土地	税額の全額	当該土地が指定消防水利であることを証明する書類
(4) 公益社団法人又は公益財団法人が設置する会館で、公益の用に供する家屋	税額の2分の1の額	定款又は寄附行為及び使用規則
(5) 公益のため砂利の流入を防止するための堰（せき）の用に供する償却資産で、国又は地方公共団体（以下「国等」という。）から補助金を受け施工したもの	税額に当該補助金の補助基本額に対する補助率を乗じた額	当該堰（せき）が補助金を受けて施工されたことを証明する書類
(6) 小学校の低学年に在籍する児童で放課後家庭において保護者の適切な監護を受けられないものの保育の用に供するため無償で貸与された固定資産で、当該保育の事業が市の補助金の交付を受けてなされているもの	税額の全額	使用貸借契約書及び家屋平面図
(7) その他公益の用に無償で供される固定資産	税額の全額	当該固定資産が、公益の用に供されていることを証明する書類

備考 減免する固定資産は、賦課期日現在においてその要件を備えていなければならない。

3 条例第53条第1項第3号に規定する市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産

減免する固定資産	減免額	書類
(1) 面積の5分の4以上が被災した場合における当該土地	税額の全額	
(2) 面積の5分の3以上5分の4未満が被災した場合における当該土地	税額の5分の4の額	
(3) 面積の5分の2以上5分の3未満が被災した場合における当該土地	税額の5分の3の額	
(4) 面積の5分の1以上5分の2未満が被災した場合における当該土地	税額の5分の2の額	
(5) 全壊、流失、埋没等により家屋又は償却資産の原形をとどめない又は復旧不能である当該家屋又は償却資産	税額の全額	
(6) 価格の5分の3以上の価値を減じた家屋又は償却資産	税額の5分の4の額	
(7) 価格の5分の2以上5分の3未満の価値を減じた家屋又は償却資産	税額の5分の3の額	

(8) 価格の5分の1以上5分の2未満の価格を減じた家屋又は償却資産	税額の5分の2の額	
------------------------------------	-----------	--

4 その他特別の事由があると認められる固定資産

減免される固定資産	減免額	書類
(1) 賦課期日後、火災により滅失し、又は甚大な損害を受けた家屋	当該家屋の被災床面積割合に応じた税額	り災証明書
(2) 賦課期日後、火災により滅失し、又は甚大な損害を受けた償却資産	損害の程度に応じて算出した価格に相当する税相当額	り災証明書
(3) 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局が、健康保険の診療又は薬事の用に供する家屋	税額の5分の3の額	当該家屋の使用状況が分かる平面図及び健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局であることを証明する書類
(4) 健康保険法第87条、船員保険法(昭和14年法律第73号)第29条の2、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第54条、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第56条又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第58条に規定する療養費の対象となる施術(以下「療養費対象施術」という。)を行う場合において、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第2条第1項に規定する柔道整復師が直接施術の用に供する家屋	税額の5分の3の額	柔道整復施術家屋届出書、当該家屋の使用状況が分かる平面図及び療養費対象施術を行っていることを証明する書類
(5) 物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定に基づき、東京都知事が入浴料金を定める公衆浴場の用に供する固定資産	税額の3分の2の額	当該家屋の使用状況が分かる平面図
(6) 東京都文化財保護条例(昭和51年東京都条例第25号)第4条第1項に規定する都指定有形文化財、同条例第26条第1項に規定する都指定有形民俗文化財若しくは同条例第33条第1項に規定する都指定史跡旧跡名勝天然記念物(以下「都指定文化財」という。)に係る土地及び家屋のうちこれらに係る固定資産税について都から免除の要請があったもの又は八王子市文化財保護条例(昭和52年条例第6号)第4条第1項に規定する市指定有形文化財、同条例第26条第1項に規定する市指定有形民俗文化財若しくは同条例第33条第1項に規定する市指定史跡旧跡名勝天然記念物(以下「市指定文化財」という。)に係る土地及び家屋	税額の全額	都指定文化財又は市指定文化財であることを証する書類及び都からの減免要請書(市指定文化財である場合を除く。)
(7) 国等に無償で譲渡された土地若しくは家屋(所有権移転登記が完了したものに限る。)、国等に無償で貸し付けられた土地若しくは家屋又は本市に無償で貸し付けられた土地若しくは家	税額の全額	当該土地又は家屋に係る登記事項証明書

屋		
(8) 公共事業の実施のため国等が買収した固定資産で、賦課期日までに所有権移転登記が完了しないもの	税額の全額	国等が買収したことが分かる書類
(9) 賦課期日後に相続税法（昭和25年法律第73号）の規定により物納された土地及び家屋（所有権移転登記が完了したものに限る。）	税額の全額	当該土地又は家屋に係る登記事項証明書
(10) 認可地縁団体及びこれに類する団体の用に供する会館又は集会所の土地及び家屋	税額の全額	認可地縁団体及びこれに類する団体の会則、当該家屋の使用状況が分かる平面図、会館の使用規則
(11) 認可地縁団体及びこれに類する団体の用に供する会館又は集会所として無償で貸与する土地及び家屋	税額の全額	認可地縁団体及びこれに類する団体の会則、当該家屋の使用状況が分かる平面図、会館の使用規則及び使用貸借契約書（契約書がないときはそれに代わる書類）
(12) 法第348条第2項第11号、第11号の3、第11号の4、第11号の5又は第16号の規定により固定資産税が課されない病院、診療所その他の医療施設に勤務する看護師のための寄宿舍の用に供する固定資産	税額の全額	定款又は寄附行為及び当該家屋の使用状況が分かる平面図
(13) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の4第1項に規定する生活排水処理施設又は大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第29条に規定する施設（以下これらを「公害防止施設」という。）に係る償却資産	税額の6分の5の額	当該償却資産が公害防止施設であることを証明する書類
(14) 介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により都道府県知事の許可を受けた者が同法第8条第25項に規定する介護老人保健施設の用に供するため所定の期間内に建設し、又は設置した家屋及び償却資産（法第348条により非課税とされるものを除く。）	税額の4分の1の額（申請のあった年度から5年度分の固定資産税に限る。）	介護保険法第94条の規定による都道府県知事の許可を受けたことを証明する書類及び当該家屋の使用状況が分かる平面図（家屋である場合に限る。）
(15) 東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）第17条の規定により東京都知事が保全地域として指定した土地	税額の全額	東京都知事が保全地域として指定したことを証明する書類
(16) 学校法人、公益社団法人及び公益財団法人、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教法人並びに社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）以外の者が設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産	税額の全額	当該幼稚園が東京都知事の認可を受けていることを証明する書類及び当該家屋の使用状況が分かる平面図
(17) 地方公共団体が2分の1以上を出資して設立した公益社団法人又は公益財団法人が設置す	税額の全額	公益社団法人又は公益財団法人であることを

<p>る救急救命士学校養成所指定規則(平成3年文部省、厚生省令第2号)の規定により厚生労働大臣が指定した救急救命士養成所に係る固定資産(直接救急救命士養成教育の用に供している部分に限る。)</p>		<p>証する書類、定款又は寄附行為、救急救命士学校養成所指定規則の規定により厚生労働大臣の指定を受けたことを証明する書類及び当該家屋の平面図(家屋である場合に限る。)</p>
<p>(18) 学校法人又は私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人(以下「学校法人等」という。)が、設置する固定資産以外で、学生、生徒又は児童の利用を目的として低廉な料金で販売し、又は役務を提供している食堂、理髪所、書籍販売所その他の施設(当該学校法人等が所有し経営しているもの、当該学校法人等が所有し当該学校法人等以外の者が無償で借り受けて経営しているもの又は当該学校法人等が無償で借り受けて直接経営しているものに限る。以下「学生食堂等」という。)に係る固定資産</p>	<p>税額の全額</p>	<p>学生食堂等の用に供していることを証明する書類</p>
<p>(19) 学校法人等がその設置する学校において、当該学校法人等が学校の敷地外に設置する学生、生徒又は児童の送迎用のスクールバス(学生、生徒及び児童から料金を徴しないものに限る。)の発着所(当該学校法人等が所有し、管理運営を行っているものに限る。)に係る固定資産</p>	<p>税額の全額</p>	<p>スクールバスの発着所の用に供していることを証明する書類</p>
<p>(20) 学校法人等以外の者がその設置する学校教育法第134条第1項の各種学校(以下「各種学校」という。)に係るものにおいて直接教育の用に供する固定資産</p>	<p>税額の全額</p>	<p>定款又は寄附行為及び当該家屋の使用状況が分かる平面図</p>
<p>(21) 公益社団法人又は公益財団法人が設置する教育施設で学生に研学又は修練の場を提供し、当該学生に宿泊させ、集団生活を行わせることにより、大学教育及び大学相互の交流に寄与するもの(法第348条第2項第12号に該当するものを除く。)の用に供する固定資産</p>	<p>税額の全額</p>	<p>定款又は寄附行為、当該固定資産に係る登記事項証明書及び当該家屋の使用状況が分かる平面図</p>
<p>(22) 学校法人等が設置する各種学校に係る寄宿舎で直接その用に供する固定資産、学生若しくは生徒の修学を援助する目的又はこれに類する目的を有する団体(公益社団法人及び公益財団法人を除く。)がその目的のため設置する寄宿舎で直接その用に供する固定資産及び法第348条第2項第26号の規定により固定資産税が課されない寄宿舎の用に供する土地のうち市長が必要と認めるもの</p>	<p>税額の全額</p>	<p>当該土地及び家屋に係る登記事項証明書並びに当該家屋の使用状況が分かる平面図</p>
<p>(23) 公益社団法人又は公益財団法人が、地方公共団体の補助を受けて設置した自転車駐車場の用に供する家屋及び償却資産</p>	<p>税額の2分の1の額(申請があった年度から3年度分の固定資産税に限る。)</p>	<p>公益社団法人又は公益財団法人であることを証明する書類及び地方公共団体の補助を受けて設置したことを証明</p>

		する書類
(24) 共有されている固定資産であって、共有者中に法第348条第1項に掲げる者（以下この号において「人的非課税者」という。）が含まれるもの	当該人的非課税者の持分割合に相当する税額	共有持分割合を証明する書類
(25) 医療法（昭和23年法律第205号）第2条に規定する助産所で、助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導の用に供する家屋	税額の5分の3の額	助産所開設届又は開設許可申請書の写し及び当該家屋の平面図
(26) 法第343条第5項に規定する農林水産大臣が管理する土地又は国が収納した農地で、農耕を目的として使用者に貸し付けたもの	税額の2分の1の額	
(27) その他市長が特別の事情があると認めるもの	市長が別に定める額	

別表第3（第6条関係）

減免事由	減免額
(1) 公益のため法人又は団体が直接専用する軽自動車等で、財団法人の寄附行為に規定した事業（収益事業を除く。）のため、当該財団法人が所有するもの	税額の全額
(2) 公益のため法人又は団体が直接専用する軽自動車等で、社団法人の定款に規定した事業（収益事業を除く。）のため、当該社団法人が所有するもの	税額の全額
(3) 公益のため法人又は団体が直接専用する軽自動車等で、社会福祉法第2条に規定する第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業並びに公益事業のため、社会福祉法人が所有するもの	税額の全額
(4) 公益のため法人又は団体が直接専用する軽自動車等で、地方公共団体から補助金の交付を受けて行う事業のため、団体（法人格を有しない団体にあつてはその団体の代表者）が所有するもの	税額の全額
(5) 公益のため法人又は団体が直接専用する軽自動車等で、特定非営利活動法人の定款に定める公益事業（収益事業を除く。）のため、当該特定非営利活動法人が所有するもの	税額の全額
(6) 公益のため法人又は団体が直接専用する軽自動車等で、その他市長が認める公益事業のため、当該事業を行う団体（法人格を有しない団体にあつてはその団体の代表者）が所有するもの	税額の全額
(7) 生活保護法の規定による扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている者に対し、福祉事務所又は市長がその所有を認めたもの	税額の全額
(8) 民法第877条の規定による扶養義務者その他の者による扶助を受け、利用し得る資産、能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、生活困窮の状態にあり、かつ、減免に係る申請日の属する月の前3月の平均収入が生活扶助基準額以下の者が所有するもの	税額の全額
(9) その他市長が特別の事情があると認めるもの	市長が別に定める額